

小樽市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 障害児及び障害者（以下「障害児等」という。）の高齢化、重度化及び「親亡き後」に備え、障害者等の地域生活を推進することを目的とした小樽市地域生活支援拠点等事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に示された、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」及び「指定障害者支援施設」並びに法第 51 条の 14 第 1 項に規定する「指定一般相談支援事業者」及び法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する「指定特定相談支援事業者」をいう。

(実施事業)

第 3 条 地域生活支援拠点等は、小樽市（以下「市」という。）と地域の事業所が機能を分担し、面的な支援を行う体制により、次に掲げる事業（以下「拠点事業」という。）を実施するものとする。

- (1) 居住の支援に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 緊急時の受入れ及び対応に関すること。
- (4) 体験の機会及び場の提供に関すること。
- (5) 専門的人材の確保及び養成に関すること。
- (6) 地域の体制づくりに関すること。

(実施体制)

第 4 条 地域生活支援拠点等の整備は、市が行うものとする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に、業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号に規定する拠点事業の実施主体は、市及び当該事業を行う事業所とする。
- 3 前条第 1 項第 2 号に規定する拠点事業の実施主体は、市及び市から相談支

援事業を受託している指定特定相談支援事業者とする。

(事業所の登録)

第5条 第3条に規定する拠点事業を行おうとする事業所は、小樽市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に運営規程の写しを添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の運営規程は、地域生活支援拠点等において当該拠点事業を行う事業所である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、速やかに登録の可否を判断し、登録する場合は小樽市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)を当該申請者に交付し、登録しない場合は文書でその旨を当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所(以下「登録事業所」という。)について、事業所の名称、所在地、連絡先及び実施する拠点事業の内容等を小樽市ホームページ等で公表するものとする。

(変更の届出)

第6条 登録事業所は、登録の内容に変更が生じたとき又は事業を休止若しくは廃止しようとするときは、速やかに小樽市地域生活支援拠点等事業所(登録変更・休止・廃止)届出書(様式第3号)により届け出なければならない。

(調査等)

第7条 市長は、登録事業所に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業所に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、福祉保険部長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。